

令和健康科学大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 令和健康科学大学の教育研究上の目的は以下のとおりとする。

教育基本法及び学校教育法に基づき、保健・医療・福祉に関する教育研究をとおして、普遍的な教養、専門的な知識、技術・技能及び課題解決能力を備えた医療人材の育成によって、我が国の健康福祉に貢献する。そして「人間愛・自己実現」の教育理念に則り、人生100年時代を見据えた健康長寿社会の実現に貢献できる高度専門職を育成する。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

(教育研究活動状況の公表)

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(社会的・職業的自立に関する指導等)

第5条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第2章 学部、学科、入学定員及び修業年限

(学部及び学科)

第6条 本学は、次のとおり学部及び学科を置く。

学 部	学 科
看護学部	看護学科
リハビリテーション学部	理学療法学科
	作業療法学科

(大学院)

第6条の2 本学は次のとおり大学院を置く。

研究科	専攻
健康科学研究科	医療系健康科学専攻

2 大学院については、別に定める。

(学部及び学科の目的)

第7条 看護学部看護学科の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく看護（Evidence-Based Nursing：EBN）の実践ができ、加えて、生涯にわたり看護を探究し自己実現を目指す看護師を育成する。

2 リハビリテーション学部の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づくリハビリテーション（Evidence-Based Rehabilitation：EBR）の実践ができ、加えて、生涯にわたりリハビリテーションを探究し自己実現を目指す理学療法士及び作業療法士を育成する。

一 理学療法学科の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく理学療法（Evidence-Based Physical Therapy：EBPT）の実践ができ、加えて、生涯にわたり理学療法を探究し自己実現を目指す理学療法士を育成する。

二 作業療法学科の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく作業療法（Evidence-Based Occupational Therapy：EBOT）の実践ができ、加えて、生涯にわたり作業療法を探究し自己実現を目指す作業療法士を育成する

(入学定員)

第8条 各学部・学科の入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員数
看護学部	看護学科	80 名
リハビリテーション学部	理学療法学科	80 名
	作業療法学科	40 名

(修業年限)

第9条 修業年限は、4年とする。

(在学期間の限度)

第10条 在学期間の限度は、8年とする。

(学年及び学期)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 1年間の授業時間は、定期試験の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第12条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季、夏季及び冬季の各休業日

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことができる。

第3章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学

(入学の時期)

第13条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- 三 文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第15条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票に、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者選抜)

第16条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

(入学の手続及び許可)

第17条 学長は、前条の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに別に定める手続きを完了したものに入学を許可する。

(保証人)

第18条 入学を許可された者は、保証人1名を定めて届け出なければならない。

2 保証人は、本人が在学する期間、本人についての一切の責任を有するものとする。

3 保証人に身上の異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第19条 第33条の規定により退学した後、再び同一学部に入學を志願する者については、選考の上、再入学を許可することができる。

(転入学及び編入学)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者については、選考の上、転入学又は編入学を許可することができる。

- 一 他の大学を卒業した者
- 二 他の大学において2年以上の課程を修了し、所定の単位以上を修得した者
- 三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 四 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 五 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が所定の授業時数以上）を修了した者

(再入学、転入学及び編入学の手続及び許可)

第21条 第19条及び第20条に規定する再入学、転入学及び編入学（以下「再入学等」という。）に係る手続及び許可については、第17条の規定を準用する。

(再入学等における修業年限等の取扱い)

第22条 再入学等を許可された者の修業年限及び既修得単位の認定については、学長が別

に定める。

- 2 前項の規定により修業年限を定められた者の在学期間の限度は、当該修業年限の2倍とする。

第4章 教育課程、卒業の認定等

(教育課程)

第23条 各学部教育課程は、別表のとおりとする。

- 2 前項に関わらず、各学部は自由科目を置くことができる。自由科目に関し必要な事項は別に定める。

(授業の方法)

第24条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本学は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 メディアを利用して行う授業はあらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。
- 4 前項の授業を実施する授業科目について必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目について、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第26条 本学は、授業科目の授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(成績評価)

第27条 学生が履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。

- 2 各授業科目の成績は、S、A、B、C、及びDの5種の評語をもってあらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。
 - S 基準を大きく超えて優秀である。
 - A 基準を超えて優秀である。

- B 望ましい基準に達している。
- C 単位を認める最低限の基準には達している。
- D 基準を下回る。

- 3 前項の規定にかかわらず、演習、実験、実習及び実技の授業科目においては、可否により判定することができる。
- 4 前3項に定めるものの他、成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(本学において修得したものとみなし又は与えることのできる単位数の限度)

第30条 第28条及び第29条の規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第19条及び第20条に規定する再入学等の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業)

第31条 第9条に規定する期間在学し、所定の授業科目及び単位数を履修修得した者を、学長が卒業生として認定し、これに卒業証書を授与する。

- 2 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第24条第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業に必要な単位が124単位を超える学部にあつては、その超える部分の単位数を60単位に加えることができる。

(学位の授与)

第32条 卒業生には、学士の学位を授与するものとし、学位の名称は次のとおりとする。

学 部	学 科	学位の名称
看護学部	看護学科	学士（看護学）
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士（理学療法学）
	作業療法学科	学士（作業療法学）

第5章 退学、転学、留学及び休学

(退 学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(転 学)

第34条 他の大学に転学を志望する学生は、学長に転学許可願を提出し、その許可を受け

なければならない。

(留 学)

第 35 条 外国の大学又は短期大学に留学を志望する学生は、学長に留学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 7 条の修業年限に通算することができる。

(休 学)

第 36 条 疾病又は経済的理由のため 2 か月以上修学できない学生は、学長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

2 前項の他、特別の事情があると認められたときは、学長は、休学を許可することができる。

3 前 2 項の他、疾病のため修学が不適当と認められる学生に、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 37 条 休学期間は、第 9 条に規定する修業年限の年数を超えることはできない。ただし、第 19 条及び第 20 条に規定する再入学等をした者の休学期間は、第 22 条に規定する修業年限の年数を超えることができない。

2 休学した期間は、在学期間に算入しない。

3 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

第 6 章 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

第 38 条 学長は、学生に表彰に価する行為があったときは表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第 39 条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍する。

一 欠席が長期にわたるとき。

二 成業の見込みがないとき。

三 長期間にわたり行方不明のとき。

四 第 10 条又は第 22 条第 2 項に規定する在学期間の限度を超えたとき。

五 第 37 条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。

六 授業料、実験実習費及び施設整備費(以下、校納金という。)の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲 戒)

第 40 条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第 41 条 入学（再入学等を含む。次条において同じ。）を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

（入学料）

第 42 条 入学に当たっては、入学料を納付しなければならない。

（校納金）

第 43 条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。

種別	納付区分	納 期
授業料	前期分	前年度 3 月 31 日まで
	後期分	当年度 9 月 30 日まで
実験実習費及び 施設整備費	1 年分	前年度 3 月 31 日まで

2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の校納金を免除する。ただし、免除期間中は、休学在籍料を納付しなければならない。

（検定料等の額等）

第 44 条 検定料、入学料及び校納金等の額、徴収方法その他の必要な事項については、別に定める。

第 8 章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生

（科目等履修生）

第 45 条 本学の学生以外の者で、学部の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（聴講生）

第 46 条 本学において、学部で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講生）

第 47 条 他の大学の学生で、本学において、学部で開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第 48 条 特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（授業料等）

第 49 条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、別に定める。

第 9 章 公開講座

(公開講座)

第 50 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため本学に公開講座を開講することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 施設等

(施設等)

第 51 条 本学に図書館を置く。

2 本学に教育研究上の特定の機能を果たすため、センターを置くことができる。

3 図書館及びセンターについて必要な事項は、別に定める。

第 11 章 職員等

(学 長)

第 52 条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

(教員、事務職員、その他の職員)

第 53 条 本学に、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項の他、講師その他必要な職員を置くことができる。

3 教授、准教授、講師、助教、助手の職務は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 92 条の定めるところによるものとする。

(学部長、学科長)

第 54 条 学部に学部長及び学科長を置く。

2 学部長は、学部の業務を掌理する。

3 学科長は、学科の業務を処理する。

(副学長)

第 55 条 本学に学長の定めるところにより、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長を置くことができる。

(大学運営会議)

第 56 条 本学に重要事項を審議し、学校法人理事会との連絡調整を図るため、大学運営会議を置く。

2 大学運営会議に関する必要な事項は、別に定める。

第 12 章 教授会等

(教授会)

第 57 条 学部に、教授会を置く。

2 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第 58 条 学長は、教育研究上の諸課題を検討するために委員会を置くことができる。
2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第 13 章 雑則

第 59 条 この規則に定めるものの他、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に定める。

附則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行し、令和 6 年度校納金から適用する。

附則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から改正施行する。

附則

この学則は、令和 7 年 10 月 1 日から改正施行する。休学在籍料は令和 7 年度後期から適用する。

附則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、令和 7 年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別 紙

教育課程一覧表

【看護学部 看護学科】

区 分		授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
基幹分野	人間と教育	フレッシュャーズセミナー	1		
		教育学	1		
	人間と心	心理学	1		
		発達心理学		1	
		ジェンダー論		1	
	人間と社会	法学		1	
		経営学		1	
		社会学	1		
		倫理学	1		
		人間関係論	1		
		コミュニケーション論	1		
	人間と文化	国際関係論		1	
		文化人類学	1		
		アジアの文学		1	
		福岡の歴史と文化	1		
	人間と科学	健康科学入門	1		
		医療と情報リテラシー	1		
		論理的思考法	1		
		統計学	1		
		生物学		1	
		物理学		1	
	人間と言語	英語Ⅰ（医療英語）	1		
		英語Ⅱ（医療文献読解）	1		
		韓国語Ⅰ（日常会話）＊		1	＊または**のいずれかを選択必修
		韓国語Ⅱ（医療会話）＊		1	
		中国語Ⅰ（日常会話）**		1	
		中国語Ⅱ（医療会話）**		1	

	人間とスポーツ	スポーツ理論	1		
		スポーツ実践		1	
	小計（29 科目）		16	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	人体構造学	2		
		人体機能学	2		
		栄養代謝学	1		
		病理学	2		
		健康障害と治療Ⅰ（消化器・神経・内分泌・泌尿器）	1		
		健康障害と治療Ⅱ（循環器・呼吸器・血液・膠原病）	1		
		健康障害と治療Ⅲ（外科・麻酔・救命救急）	2		
		健康障害と治療Ⅳ（アレルギー・感覚器・歯・口腔）	1		
		健康障害と治療Ⅴ（小児）	1		
		健康障害と治療Ⅵ（精神）	1		
		放射線医学	1		
		微生物学	1		
		感染症看護		1	
		食事療法学		1	
		薬理学	2		
		リハビリテーション概論	1		
	健康支援と社会保障制度	健康科学医療論	1		
		看護統計学	1		
		社会福祉学		2	
		保健医療福祉制度論		2	
		家族看護論	1		
		公衆衛生学	2		
		看護関係法規	1		
		カウンセリング		1	
	専門職連携教育	専門職連携教育Ⅰ（専門職連携の基礎）	1		
		専門職連携教育Ⅱ（専門職連携の構築）	1		
		専門職連携教育Ⅲ（専門職連携における尊重）	1		
		専門職連携教育Ⅳ（専門職連携における協働）	1		
	小計（28 科目）		29	7	

専門分野	基礎看護学	看護学概論	2		
		看護倫理	1		
		看護実践論	1		
		看護過程	1		
		生活援助技術	2		
		ヘルスアセスメント	1		
		診療に伴う援助技術	2		
		看護研究	1		
		生活援助実習	1		
		基礎看護過程実習	2		
	地域・在宅看護学	地域看護学概論	2		
		地域看護学援助論	1		
		地域看護学演習	1		
		地域看護学実習	1		
		在宅看護学概論	1		
		在宅看護学援助論	1		
		在宅看護学演習	1		
		在宅看護学実習	2		
	成人看護学	成人看護学概論	1		
		成人看護学慢性期援助論	1		
		成人看護学慢性期演習	1		
		成人看護学急性期援助論	1		
		成人看護学急性期演習	1		
		終末期看護論	1		
		成人看護学慢性期実習	3		
		成人看護学急性期実習	3		
		成人看護学終末期実習	1		
		がん看護学		1	
	老年看護学	老年看護学概論	1		
		老年看護学援助論	1		
		老年看護学演習	1		
		認知症看護論	1		
		老年看護学実習	1		
		認知症老年看護学実習	1		
	小児看護学	小児看護学概論	2		
		小児看護学援助論	1		

		小児看護学演習	1		
		小児看護学実習	2		
	母性看護学	母性看護学概論	2		
		母性看護学援助論	1		
		母性看護学演習	1		
		母性看護学実習	2		
		精神看護学	精神看護学概論	2	
	精神看護学援助論		1		
	精神看護学演習		1		
	精神看護学実習		2		
	看護の統合 と実践	看護臨床推論	1		
		リスクマネジメント	1		
		看護管理	1		
		看護職のキャリア出発とキャリアデザイン	1		
		看護職のキャリア発達とプロフェッショナルリズム	1		
		国際看護論	1		
		災害看護	1		
		災害看護初期対応		1	
		高度先進医療看護学		1	
		統合演習	1		
		統合実習	2		
		卒業研究	2		
		小計（58 科目）	73	3	
合計（115 科目）		118	23		
卒業要件及び履修方法					
基幹分野から必修 16 単位を含む 22 単位以上、専門基礎分野から必修 29 単位を含む 32 単位以上、専門分野から必修 73 単位を含む 74 単位以上を修得し、128 単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：49 単位（年間）） なお、基幹分野の選択科目のうち「韓国語Ⅰ」及び「韓国語Ⅱ」または「中国語Ⅰ」及び「中国語Ⅱ」のいずれか 2 単位以上を選択必修とする。					

教育課程一覧表

【リハビリテーション学部 理学療法学科】

区分		授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
基幹分野	人間と教育	フレッシュャーズセミナー	1		
		教育学	1		
	人間と心	心理学	1		
		発達心理学		1	
		ジェンダー論		1	
	人間と社会	法学		1	
		経営学		1	
		社会学	1		
		倫理学	1		
		人間関係論	1		
		コミュニケーション論	1		
	人間と文化	国際関係論		1	
		文化人類学	1		
		アジアの文学		1	
		福岡の歴史と文化	1		
	人間と科学	健康科学入門	1		
		医療と情報リテラシー	1		
		論理的思考法	1		
		統計学	1		
		生物学		1	
		物理学		1	
	人間と言語	英語Ⅰ（医療英語）	1		
		英語Ⅱ（医療文献読解）	1		
		韓国語Ⅰ（日常会話）*		1	*または**のいずれかを選択必修
		韓国語Ⅱ（医療会話）*		1	
		中国語Ⅰ（日常会話）**		1	
		中国語Ⅱ（医療会話）**		1	
	人間とスポーツ	スポーツ理論	1		
		スポーツ実践		1	
	小計（29科目）		16	13	

専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ（筋骨格系、神経系）	1		
		解剖学Ⅱ（呼吸器系、循環器系）	1		
		解剖学実習	1		
		生理学Ⅰ（動物性機能）	1		
		生理学Ⅱ（植物性機能）	1		
		生理学実習	1		
		病理学	1		
		運動学Ⅰ（頭頸部、上肢）	1		
		運動学Ⅱ（体幹、下肢）	1		
		運動生理学	1		
		運動学実習	1		
		人間発達学	1		
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	内科学Ⅰ（総論）	1		
		内科学Ⅱ（各論）	1		
		神経内科学Ⅰ（総論）	1		
		神経内科学Ⅱ（各論）	1		
		整形外科Ⅰ（総論）	1		
		整形外科Ⅱ（各論）	1		
		精神医学Ⅰ（総論）	1		
		精神医学Ⅱ（各論）		1	
		小児科学	1		
		老年学	1		
		救急救命医学	1		
		公衆衛生学		1	
		臨床心理学概論	1		
		リハビリテーション医学	1		
		医療危機管理論		1	
		医学概論	1		
		栄養学	1		
		薬理学	1		
		医用画像診断学	1		
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1		
		ケアマネジメント		1	
		カウンセリング		1	
		保健医療福祉制度論	2		
	専門職連携	専門職連携教育Ⅰ（専門職連携の基	1		

専 門 分 野	教育	礎)			
		専門職連携教育Ⅱ（専門職連携の構築）	1		
		専門職連携教育Ⅲ（専門職連携における尊重）	1		
		専門職連携教育Ⅳ（専門職連携における協働）	1		
	小計（39科目）		35	5	
	基礎理学療 法学	理学療法学概論	1		
		体表解剖学演習	1		
		バイオメカニクス	1		
		病態運動学	1		
		基礎理学療法演習Ⅰ（キャリアデザイン）	1		
		基礎理学療法演習Ⅱ（検査・測定）	1		
		基礎理学療法演習Ⅲ（問題解決）	1		
		基礎理学療法演習Ⅳ（スキルシミュレーション）	1		
	理学療法管 理学	理学療法管理学	2		
	理学療法評 価学	理学療法評価法	1		
		理学療法評価演習Ⅰ（運動器系）	2		
		理学療法評価演習Ⅱ（神経系）	1		
		理学療法評価演習Ⅲ（疾患別評価）	1		
		医用画像評価学	1		
		動作分析学		1	
		理学療法臨床推論		1	
	理学療法治 療学	物理療法Ⅰ（温熱・寒冷・水治・牽引）	1		
		物理療法Ⅱ（電気・光線・振動）	1		
		運動療法学	2		
		理学療法技術学Ⅰ（総論）	1		
		理学療法技術学Ⅱ（各論）		1	
		運動器系理学療法学Ⅰ（変形・軟部組織性疾患）	2		
		運動器系理学療法学Ⅱ（骨折・脊髄・絞扼性疾患）	2		
		神経系理学療法学Ⅰ（脳卒中）	2		
		神経系理学療法学Ⅱ（神経難病）	2		
		高次脳機能障害学		1	

		呼吸器系理学療法学	2		
		代謝系理学療法学	1		
		循環器系理学療法学	1		
		疼痛理学療法学		1	
		小児理学療法学	2		
		装具学	1		
		義肢学	1		
	地域理学療 法学	生活環境論	1		
		福祉住環境論		1	
		生活技術学	2		
		地域理学療法学	1		
		予防理学療法学	1		
	理 学療法統 合学習	高度先進医療論		1	
		理学療法特論Ⅰ（基礎）	1		
		理学療法特論Ⅱ（応用）	1		
	臨床実習	基礎臨床実習Ⅰ	1		
		基礎臨床実習Ⅱ	1		
		検査測定臨床実習Ⅰ	1		
		検査測定臨床実習Ⅱ	1		
		地域臨床実習	1		
		評価臨床実習	3		
		総合臨床実習Ⅰ	6		
		総合臨床実習Ⅱ	6		
	卒業研究	卒業研究Ⅰ（研究計画の立案）	2		
		卒業研究Ⅱ（研究の実践）	2		
	小計（51科目）	68	7		
合計（119科目）		119	25		
卒業要件及び履修方法					
基幹分野から必修16単位を含む22単位以上、専門基礎分野必修35単位、専門分野必修68単位に加え、専門基礎分野及び専門分野の合計で106単位以上を修得し、128単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：49単位（年間）） なお、基幹分野の選択科目のうち「韓国語Ⅰ」及び「韓国語Ⅱ」または「中国語Ⅰ」及び「中国語Ⅱ」のいずれか2単位以上を選択必修とする。					

教育課程一覧表
【リハビリテーション学部 作業療法学科】

区分		授業科目	単位数		備考
			必修	選択	
基幹分野	人間と教育	フレッシュャーズセミナー	1		
		教育学	1		
	人間と心	心理学	1		
		発達心理学		1	
		ジェンダー論		1	
	人間と社会	法学		1	
		経営学		1	
		社会学	1		
		倫理学	1		
		人間関係論	1		
		コミュニケーション論	1		
	人間と文化	国際関係論		1	
		文化人類学	1		
		アジアの文学		1	
		福岡の歴史と文化	1		
	人間と科学	健康科学入門	1		
		医療と情報リテラシー	1		
		論理的思考法	1		
		統計学	1		
		生物学		1	
		物理学		1	
	人間と言語	英語Ⅰ（医療英語）	1		
		英語Ⅱ（医療文献読解）	1		
		韓国語Ⅰ（日常会話）＊		1	＊または** のいずれか を選択必修
		韓国語Ⅱ（医療会話）＊		1	
		中国語Ⅰ（日常会話）**		1	
		中国語Ⅱ（医療会話）**		1	
	人間とスポーツ	スポーツ理論	1		
		スポーツ実践		1	
	小計（29科目）		16	13	

専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ（筋骨格系、神経系）	1		
		解剖学Ⅱ（呼吸器系、循環器系）	1		
		解剖学実習	1		
		生理学Ⅰ（動物性機能）	1		
		生理学Ⅱ（植物性機能）	1		
		生理学実習	1		
		病理学	1		
		運動学Ⅰ（総論、上肢）	1		
		運動学Ⅱ（下肢、歩行）	1		
		運動生理学	1		
		運動学実習	1		
		人間発達学	1		
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	内科学Ⅰ（総論）	1		
		内科学Ⅱ（各論）	1		
		神経内科学Ⅰ（総論）	1		
		神経内科学Ⅱ（各論）	1		
		整形外科Ⅰ（総論）	1		
		整形外科Ⅱ（各論）	1		
		精神医学Ⅰ（総論）	1		
		精神医学Ⅱ（各論）	1		
		小児科学	1		
		老年学	1		
		救急救命医学	1		
		公衆衛生学		1	
		臨床心理学概論		1	
		リハビリテーション医学	1		
		医療危機管理論		1	
		医学概論	1		
		栄養学	1		
		薬理学	1		
		医用画像診断学	1		
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	1		
		ケアマネジメント		1	
		カウンセリング		1	
		保健医療福祉制度論	2		
	専門職連携教育	専門職連携教育Ⅰ（専門職連携の基礎）	1		

	育	専門職連携教育Ⅱ（専門職連携の構築）	1		
		専門職連携教育Ⅲ（専門職連携における尊重）	1		
		専門職連携教育Ⅳ（専門職連携における協働）	1		
	小計（39 科目）		35	5	

専門分野	基礎作業療法学	作業療法学概論	2		
		作業科学	2		
		作業療法理論	1		
		作業療法研究法	1		
	作業療法管理学	作業療法管理学	2		
	作業療法評価学	作業療法評価学	2		
		身体機能評価学演習Ⅰ（筋・骨格系）	2		
		身体機能評価学演習Ⅱ（中枢神経系）	1		
		精神機能評価学演習	1		
		発達期評価学演習	1		
	作業療法治療学	作業療法臨床推論	2		
		生活行為向上マネジメント	1		
		作業学実習Ⅰ（手工芸等・作業分析）	1		
		作業学実習Ⅱ（レクリエーション・作業分析）	1		
		日常生活支援学	1		
		日常生活支援学演習	1		
		機能代償学	1		
		身体機能作業療法学	1		
		身体機能作業療法学演習	1		
		精神機能作業療法学	1		
		精神機能作業療法学演習	1		
		発達期作業療法学	1		
		発達期作業療法学演習	1		
		高齢期作業療法学	1		
		高齢期作業療法学演習	1		
		高次脳機能作業療法学	1		
		摂食・嚥下作業療法		1	
		感覚統合療法		1	
		認知症作業療法		1	
		リハビリテーション工学		1	
		作業療法特論		1	
		作業療法総合演習	2		
	地域作業療法学	地域作業療法学	1		
		地域作業療法学演習	1		
		生活環境論	1		

		ヘルスプロモーション作業療法学	1		
		職業リハビリテーション	1		
	臨床実習	基礎臨床実習	1		
		地域臨床実習	1		
		評価臨床実習	3		
		総合臨床実習Ⅰ	6		
		総合臨床実習Ⅱ	6		
		総合臨床実習Ⅲ	6		
	卒業研究	卒業研究	1		
		卒業研究演習	2		
小計（45 科目）		65	5		
合計（113 科目）			116	23	
卒業要件及び履修方法					
基幹分野から必修 16 単位を含む 22 単位以上、専門基礎分野必修 35 単位、専門分野必修 65 単位に加え、専門基礎分野及び専門分野の合計で 106 単位以上を修得し、128 単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：49 単位（年間）） なお、基幹分野の選択科目のうち「韓国語Ⅰ」及び「韓国語Ⅱ」または「中国語Ⅰ」及び「中国語Ⅱ」のいずれか 2 単位以上を選択必修とする。					